

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.39 ペットの飼い主が  
負う責任

ペットブームが続いてい  
ます。犬猫等のペットと家  
族同然に生活する人が増加  
しています。ペットは人の  
心を癒してくれる存在です  
が、紛争の種になる事もあ  
ります。民法七二八条で「動  
物の占有者はその動物が他  
人に加えた損害を賠償する  
責任を負う。」とされ「占有  
者に代わって動物を管理す  
る者も同様の責任を負う。」  
とされています。つまり、

飼い主は動物が噛み付いた  
り、車の上に乗ら傷をつけ  
たり、物を壊してしまった  
等他人に損害を与えた場合  
には原則その損害を賠償し  
なければなりません。また、  
飼い主から散歩を頼まれた  
人や一時的に預っている人  
も同様に責任を負う事にな  
ります。「好意で預っただ

けで私は責任を負えませ  
ん。」は通用しないのです。  
但し、動物の占有者が相当  
の注意義務を尽くしていた  
場合には免責されますが、  
裁判所はなかなか認めてく  
れません。事実上の無過失  
責任に近い状況です。最近  
は安心してペットを飼育す  
るために個人賠償責任保険  
に加入する人も増えている  
と聞きます。皆様くれぐれ  
もご注意ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

☎079-561-2050  
土日相談可 tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>